

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年3月14日

世田谷区

1. 事業計画の概要

(1) 契約件名

仮称等々力溪谷樹林地健全化作業監理委託

(2) 委託箇所：世田谷区立等々力溪谷公園（世田谷区等々力2-22-26）

(3) 業務の目的と内容

等々力溪谷公園は、等々力溪谷公園の溪谷樹林地においては、平成11年に東京都文化財保護条例によって、東京都指定「名勝」に指定され、区および地域に溪谷とその樹林の保全に努めてきた。

近年、樹木の生育による樹林地環境の変化や表土の流出、樹木の根上がり等が進んでいる。令和5年7月に倒木や土砂崩壊などが発生し等々力溪谷公園の遊歩道を閉鎖したところであり、伐採や剪定を要する樹木の対応を実施しているところである。

等々力溪谷は「名勝」に指定されていることから、伐採や剪定作業だけでなく、現在の溪谷景観や湧水循環、生物多様性などに最大限配慮しつつ樹林地の健全化を図っていく必要がある。

本委託は、樹林地健全化作業監理委託を総価契約とし、樹林地健全化に向けた企画、施工における作業監理を委託するものである。なお、別途発注する「仮称等々力溪谷樹林地健全化作業委託（概算契約）」における受託者と連携し作業を実施すること。

(4) 履行期間

令和7年6月上旬から令和10年2月下旬まで（予定）

※令和7年度以降の契約については、各年度当初予算の配当を条件とする。

※令和7年度の履行期限は、令和8年3月下旬まで、令和8年度の履行期限は、令和9年3月下旬までとする。ただし、委託契約は年度ごとに行い、各年度の履行内容が良好と認められること、予算案が議決され、予算が配当されること等を条件として、翌年度の契約を行う。

2. 提案限度額

令和7年度 7,000,000円（消費税込み）

令和8年度 5,000,000円（消費税込み）

令和9年度 5,000,000円（消費税込み）

※令和8年度以降の金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

3. 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

4. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は以下の項目に該当する単体企業とする。

- (1) 本プロポーザルに参加する応募者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- ①単体企業（再委託する協力会社を含む）は本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
 - ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - ③世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
 - ④都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
 - ⑤会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
 - ⑥応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月 10 日条例第 55 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑦世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
構成員は以下の通り。
みどり 3 3 推進担当部長 釘宮 洋之
みどり政策課長 黒岩 さや香
公園緑地課長 岸本 隆
施設管理担当係長 渡邊 徹也
- なお、上記構成員は公告時点のものであり、人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。（ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者を除く。）
- (2) 参加における制限
- ①応募者からの応募は 1 点のみとする。
 - ②応募者は、連名による応募はできない。
※上記①～②の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。
- (3) 参加資格要件
- 以下の項目を満たす技術者を配置するものとする。
- ① 自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導できる技術者
 - ② 自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導、施工の実績を令和 2 年以降で 5 件以上有すること。
- ※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。
※①、②に記載の技術者は兼務することは可能とするが、十分に能力を発揮できるよう技術者、作業者の配置を求める。

5. スケジュール

○手続き開始の公告	令和 7 年 3 月 14 日（金）
○説明書交付及び 現地見学の申し込み期間	令和 7 年 3 月 14 日（金）～4 月 4 日（金）
○参加表明書の提出期間	令和 7 年 3 月 24 日（月）～4 月 4 日（金）
○プロポーザル招請通知	令和 7 年 4 月 8 日（火）
○現地見学	令和 7 年 4 月 15 日（火）～4 月 18 日（金） ※見学日時は、申し込み事業者と調整します。
○質問書受付期間	令和 7 年 4 月 18 日（金）～4 月 23 日（水）
○質問回答書送付及び 区ホームページ掲載日	令和 7 年 4 月 25 日（金）

- 参考資料貸与申込み期間 令和7年 4月 9日（水）～4月23日（水）
- 提案書（審査書類） 令和7年 5月 7日（水）～5月14日（水）
の提出期間
- 1次審査（審査会審査） 令和7年5月中旬
- ヒアリング審査 令和7年5月下旬 ※決定次第、区ホームページに掲載します。
- 審査結果の通知 令和7年6月上旬
- 契約予定時期 令和7年6月上旬

6. 説明書の交付期間及び提出方法

（1）交付期間

令和7年3月14日（金）から令和7年4月4日（金）

（2）交付方法

①世田谷区ホームページよりダウンロード

HP: [世田谷区ホーム](#) > [検索メニュー](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#)

② 12. 担当部署の窓口にて直接交付※土・日曜、祝日を除く9時から17時まで

7. 参加表明書の提出期間及び提出方法

（1）提出期間

令和7年3月24日（月）から4月4日（金）まで（土日祝日を除く9時から17時まで）

（2）提出方法

12. 担当部署窓口にて持参又は郵送（4月4日17時必着）による。

8. 提案書の提出期間及び提出方法

（1）提出期間

令和7年5月7日（水）から5月14日（水）まで（土日祝日を除く9時から17時まで）

（2）提出方法

12. 担当部署窓口にて持参又は郵送（5月14日17時必着）による。

9. 提案書の提出者を選定するための基準

- （1）業務実施体制
- （2）業務実績
- （3）等々力溪谷公園の樹林地健全化に向けた取り組み提案
- （4）見積経費の妥当性

10. 審査結果の通知

審査結果、提案に対し最も高い評価を得た提出者を委託候補業者として選定する。審査結果は、令和7年6月上旬、提案書を提出した者に郵送により通知する。

11. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

（2）契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様、単価について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 記載内容の変更について
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (5) 提案者の失格について
参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
 - ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書による。

12. 担当部署

世田谷区みどり33推進担当部 公園緑地課 玉川公園管理事務所 向吉

電話：03-3704-4972 FAX：03-5706-1361